

提出議案説明資料目次

令和8年9月定例会

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
1	条 文 解 釈	議案第53号 箱根町宿泊税条例の制定について	1 ～ 19
2	変 更 内 容	議案第70号 工事請負契約の一部変更について	21

条文解釈

箱根町宿泊税条例の条文解釈

条 項	条 文
第 1 条	(趣旨) この条例は、観光地として一層発展・成長し、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすような観光まちづくりの実現に向けて課する宿泊税に関し、必要な事項を定める。
第 2 条	(課税の根拠) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第3項の規定に基づき、宿泊税を課する。
第 3 条	(定義) この条例において使用する用語は、法及び箱根町町税条例(昭和51年箱根町条例第2号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。 (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。 (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。 (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。 (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。
第 4 条	(納税義務者等) 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。
第 5 条	(課税免除) 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

説 明
本条は、この条例の趣旨について規定したものです。
本条は、課税の根拠について規定したものです。
本条は、本条例において使用する用語の定義を規定したものです。
本条は、納税義務者について規定したものです。
本条は、課税免除となる者を規定したものです。 対象となる者は、小学生以下の者や学校教育法第 1 条に規定する学校が主催する学校行事等に参加している生徒又は児童及び引率者、その他公益上の事由により必要な者となっています。

条 項	条 文
	(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している者及びこれらの者を引率する者 (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により規則で定めるもの
第 6 条	(税率) 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき350円とする。
第 7 条	(徴収の方法) 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。
第 8 条	(特別徴収義務者) 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。 3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。
第 9 条	(特別徴収義務者の申告等) 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつ

説 明

本条は、宿泊税の税率について規定したものです。

記載のとおり、一人一泊 350 円の定額制となるものです。

本条は、徴収の方法について規定したものです。

徴収方法は特別徴収（事業所が納税義務者である宿泊者から徴収し町に納める方法）のみです。

本条は、特別徴収義務者について規定したものです。

特別徴収義務者については、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者及び宿泊料金を受けて宿泊事業を行う経営者となっています。

本条は、特別徴収義務者の申告等について規定したものです。

特別徴収義務者となるべき者は期日までに規定された事項を記載した申告書を町に提出する必要があります。また、申告事項に異動があった場合や休止等についても届け出の必要があります。

条 項	条 文	
	ては、住所又は所在地及び氏名又は名称) (2) 宿泊施設の所在地及び名称 (3) 客室数その他設備の概要 (4) 経営を開始する予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日） (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項 2 前項の規定により申告書を提出した者は、前項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 3 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。 5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。	
第 10 条	（納税管理人） 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から10日以内にこれを町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に町長に申請してその承認を受けなければならない。この場合において、納税管理人を変	

説 明

本条は、納税管理人について規定したものです。

町内に住所、居所、事務所などを有しない特別徴取義務者は、納税管理人を定めることができるとしたものです。

条 項	条 文
	更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。
第 11 条	(申告納入) 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。
第 12 条	(不足金額等の納入) 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689条第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。
第 13 条	(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除) 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

説 明
本条は、納入の時期及び方法について規定したものです。 特別徴収義務者は、課税対象となる前月の宿泊数及び税額等を、翌月末日までに申告納入しなければならないとしたものです。
本条は、不足金額の納入について規定したものです。 特別徴収義務者は、更正による納入金の不足金額や不申告加算金額等の通知を受けた際には指定する納期限までに納入しなければならないとしたものです。
本条は、正当な理由等がある場合において、特別徴収義務者の納入義務を免除できる旨を規定したものです。

条 項	条 文
	2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足る書類を添えて、町長に申請しなければならない。 3 町長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。 4 町長は、第1項の規定による申請があった場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。
第 14 条	(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等) 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第11条の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。 (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。 (1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
第 15 条	(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等) 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫

説 明

本条は、帳簿の保存期限や記載する事項について規定したものです。

本条は、帳簿等の作成について、電子計算機を使用した方法で代用できる旨を規定したものです。

条 項	条 文	
	して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。	
第 16 条	（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等） 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電	

説 明

本条は、帳簿等の作成について、電子計算機出力マイクロフィルムを使用した方法で代用できる旨を規定したものです。

条 項	条 文
	磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。) による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。
第 17 条	(町税に関する法令の規定の適用) 第15条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。
第 18 条	(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税) 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外普通税とする。

説 明

本条は、電磁的記録等を帳簿及び書類とみなす旨を規定したものです。

本条は、宿泊税が、現行犯事件の臨検、搜索又は差押えを行える間接地方税の対象となる条例で定める法定外普通税であること及び徴税吏員による搜索及び差押えなどについて、夜間執行の制限を受けない地方税である旨を規定したものです。

条 項	条 文
第 19 条	(賦課徴収) 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び箱根町町税条例の定めるところによる。
第 20 条	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第 21 条	(帳簿の記載義務違反等に関する罪) 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者 (2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者 (3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者 (4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第 22 条	(納税管理人に係る不申告に関する過料) 第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書

説 明

本条は、賦課徴収について規定したものです。

本条は、規則への委任について規定したものです。

本条は、罰則について規定したものです。

本条は、過料について規定したものです。

条 項	条 文
	に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

説 明